

金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例に基づく補助金交付要綱

(平成21年4月13日決裁)

改正 平成22年4月1日決裁

第1条 この要綱は、金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例（平成17年条例第6号。以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の種類、対象区域、対象工事及び補助金の額は、別表のとおりとする。

第3条 市税を滞納している者に対しては、補助金を交付しない。

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成22年4月1日決裁）

この要綱は、平成22年度分からの補助金について適用する。

別表（第2条関係）

補助事業の種類		対象区域	対象工事	補助金の額
沿道修景事業	沿道緑化事業	条例第7条第1項に規定する沿道景観形成区域内	沿道景観形成基準に基づきセットバックをする部分における緑化工事（1本以上の中高木の植栽を含むものに限る。）	対象工事に要する経費の70パーセントに相当する額以内の額とし、その額は、30万円を超えないものとする。

備考 次に掲げる事業に係る補助金（以下「他要綱補助金」という。）の交付を受けた者又は受けようとする者で、当該年度において、この要綱による補助金の交付を受けようとする者にあつては、他要綱補助金の額とこの要綱による補助金の額の合計額が50万円を超えることができないものとして、この要綱による補助金の額を算定する。

- (1) 金沢市における危険ブロック塀の除却に関する補助金交付要綱（昭和59年告示第27号）に規定する補助金交付事業
- (2) 金沢市こまちなみ保存条例に基づく補助金交付要綱（平成6年4月1日決裁）に規定するこまちなみ保存修景事業
- (3) 金沢市斜面緑地保全条例に基づく補助金交付要綱（平成12年4月1日決裁）に規定する高木緑化事業
- (4) 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例に基づく補助金交付要綱（平成21年10月1日決裁）に規定する景観修景事業